　（別添）

令和７年度滋賀ゆかりの地における関係人口創出事業業務委託仕様書（案）

**１　委託業務の名称**

　　令和７年度滋賀ゆかりの地における関係人口創出事業業務

**２　業務期間**

　　契約締結日から令和８年（2026年）３月31日まで

**３　趣旨**

滋賀ゆかりの地である「紀尾井町」周辺において、滋賀県の魅力発信イベントを開催し、子育て世代や高齢者世代をはじめとする幅広い世代に滋賀県の変わらない魅力と旬なテーマをアピールすることを目的とする。

　　また、イベントを通じて、滋賀県の魅力に触れてもらい、首都圏をはじめとする県外の方に対して情報が届くよう戦略的かつ実効性のある発信を行い、滋賀県への誘客を行う。

**３　イベントについて**

(1) 実施場所　砂防会館別館　シェーンバッハサボー　淀信濃

（東京都千代田区平河町2-7-4）

　(2) 実施日時　令和８年１月18日(日)午後

　(3) 参加費　無料

　(4) 内 容

　　講演会

　　・琵琶湖に関すること

　　・近江の城に関すること

　　　講演会は、滋賀県の変わらない魅力と旬なテーマとして「琵琶湖に関すること」「近江の城について」の２項目で実施する。

　　　イベントのスケジュール(案)は、以下のとおり。

　　　なお、講演会ごとに観客の募集を行うため講演会の間については、全観客の入れ替えを行う。参加者数については、１項目につき400名程度とする。



**４　業務内容**

(1) イベント実施前

　アイベントチラシおよびポスターの作成

　　　・紙媒体(A4、片面刷り、カラー刷り)のチラシを3,000部とポスター(A1、片面刷り、カラー刷り)を５部作成する。

　　　・電子データ(PDF)を発注者へ提供すること。

イ　　紙媒体、インターネット等を活用したイベントの周知活動

・幅広い世代かつ多くの応募が見込めるよう、イベント開催の概ね２か月前から、各種媒体(インターネット、SNS等)を活用した広報を実施し、特性を生かした効果的な集客を図ること。

・具体的な周知方法については、ターゲットに応じた講師から想定される参加者層に応じて、適切な手法を提案すること。

ウ　参加者の応募受付

　　・参加者の応募方法について、提案する講師から想定される参加者層に応じて適切な手法を提案すること。その際、必要に応じてメール等で対応可能な体制をとること。

エ　講師の選定・調整、謝金の支払い等

・本事業の趣旨に沿った講師を選定し、出演調整を行うこと。また「近江の城について」の講演には、滋賀県のご当地キャラが講師と同時に登壇する可能性があるため、イベント内容を勘案し講師を調整すること。なお、「琵琶湖に関すること」の講師については、発注者で選定および出演調整を行う。

・各講演の講師謝金および会場使用料等の支払いについては、本委託料に含まれるため、

「８　イベントにかかる費用」を参考にすること。

　オ　パネル等の展示について

　　　・会場の空きスペースを活用し、パネル等を展示することも可能とする。また、発注者で所持している展示物（別紙１参照）を使用することも可能とする。

　　　・新たな展示物の作成については、受注者で行うこと。

(2) イベント当日

　ア　人員の確保

イベントを円滑に行うための人員を確保すること。本業務に含まれる内容は以下を想定している。なお、以下に記載のない項目については発注者と適宜協議すること。

　　　・各講演の受付

・会場内の来場者に対する誘導

・会場外の来場者（会場入り口付近の混雑回避）に対する誘導

・体調不良者や申し込みエラー等の緊急対応

・各講演会の会場設営及び司会等を含む運営

・各出演者の各種調整

　イ　イベントに係る感想のアンケートの実施

　　　・アンケート様式を作成すること。なお、項目については発注者と協議を行うこと。

(3) 実施結果の報告

イベント実施後はアンケートの集計を行い、結果を取りまとめ、発注者へ提出すること。また、イベント状況写真を撮影し、合わせて提出すること。

**５　成果物**

本業務の完了時には成果物として、以下を提出する。

1. 業務実績報告書　３部（紙媒体）
2. 関連資料データ　一式

**６　委託料の支払い**

業務完了後の一括精算払いとする。

**７　特記事項**

(1) 本業務の実施に当たっては、滋賀県東京本部および関係機関と十分に連携を図ること。

(2) 受託者の責による事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。

(3) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

(4) 受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密を、第三者に漏らしてはならない。この項については契約期間の終了または解除後においても同様する。

(5) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに委託者と協議を行い、業務を実施すること。

(6) 本業務は会計検査の対象となる可能性があるため、本業務に係る経理を明らかにするために他の経理と区別して会計帳簿および証拠書類を整備するものとし、全ての証拠書類は本業務終了後、翌年度４月１日から起算して５年間保存しなければならない。

**８　イベントにかかる費用**

このことについて、以下の費用を見積もること。

　(1) 琵琶湖に関する講演会

　　・講演会　1,000,000円（税抜）

　　・交通費　3,000円程度

　(2) ご当地キャラ出演料(調整により出演が無い場合は減額変更の対象とする)

　　・交通費　26,060円×２名＝52,120円（滋賀県⇔東京都往復　２名分）

　　・輸送費　17,880円（※）

※昨年の実績より算出しているため、配送業者により金額が変わる可能性がある。

　(3) 会場使用料

　　・会場費　774,400円（税込）

　　・控　室　16,500円（税込）

　　・備品使用料　別紙２「付帯設備使用料金表」を参考にすること